

よくあるお問い合わせ（Q&A編）

Q1. 世帯主以外の口座へ振込はできますか？

A1. 可能です。申請書下部の委任状欄をご記入、押印ください。

Q2. 世帯主以外の代理人（家族等）が申請できますか？

A2. 世帯主口座への振込をご希望であれば、代筆や代理申請をしていただいても構いません。

Q3. 申請はどこでできますか？

A3. 松戸市役所本庁国保年金課または各支所にてご申請ください。なお、「高額療養費支給のお知らせ」発送後は窓口が大変混雑いたします。郵送にてご申請いただくこともできますので、必要事項をご記入の上、国保年金課給付班まで送付ください。

Q4. 病院等（医療機関）への支払いが終わっていないのですが申請できますか？

A4. 病院等（医療機関）への支払いが済んでからご申請ください。

※高額療養費支給後に医療機関への未払いが判明した場合は返還頂くことがあります。

Q5. 高額療養費の申請の期限（時効）はありますか？

A5. 診療の翌月1日から起算して2年間で申請ができなくなります。まとめて申請することができますが、申請の期限（時効）にご注意ください。

Q6. 書き損じてしまったのですが？

A6. 二重線で訂正し、正しい情報をご記入ください。委任状の場合は訂正印を押印してください。修正液は使用しないでください。

Q7. 高額療養費の自動振込とは何ですか？

A7. 松戸市国民健康保険加入者の負担を軽減することを目的として、高額療養費支給申請書の提出を初回時のみとし、その後、高額療養費が発生した場合は、初回申請時の登録口座に自動で振込を行うものです。

※適用要件を満たす世帯のみ自動振込の対象となります。自動振込の解除や振込先の変更を希望される場合は、お申し出ください。

Q8. 高額療養費の払い戻しにどれくらいかかりますか？

A8. 申請書を受理してから約1カ月半で振込をいたします。なお、自動振込の場合は、診療月から約3カ月半後に振込をいたします。（病院からのデータ修正が必要な場合や審査の内容によって支給が遅れる場合があります。）

Q9. 高額療養費の算出方法を教えてくださいませんか？

A9. 算出方法等の詳しい内容につきましては、松戸市のホームページをご覧ください。